

## MAIN CONTENTS

- ▶ 令和6年度 静岡支部の保険料率について
- ▶ インセンティブ制度とは？
- ▶ 健康保険の事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けします

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

## 令和6年度 静岡支部の保険料率について

《健康保険料率》

9.75%



9.85%

《介護保険料率》

1.82%



1.60%

令和6年3月分(4月納付分)から変更となります。

令和6年度  
保険料額表は  
コチラ



皆さまの5つの取組が  
保険料率の引き下げにつながる

## インセンティブ制度

とは？

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまの健康づくりに関する取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、健康保険料率に反映させるインセンティブ制度を導入しています。取組の結果は2年後の保険料率に反映されます。

### 支部の成績が決まる5つの評価指標

1



#### 特定健診等の受診率

1年に1回は健診(被保険者は生活習慣病予防健診、被扶養者は特定健診)を受けましょう。

令和4年度  
の順位

15位

2



#### 特定保健指導の実施率

生活習慣の改善が必要な方は、協会けんぽの特定保健指導を受けましょう。

28位

3



#### 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導の対象者とならないよう、日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう。

12位

4



#### 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方は、医療機関を受診しましょう。

41位

5



#### 後発医薬品の使用割合

積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用しましょう。

26位

成績が47都道府県支部のうち上位15位に入った場合、インセンティブが付与されます

令和4年度の静岡支部の実績は全国22位でした。  
皆さま一人ひとりが病気の予防・健康づくりに取り組んでいただくことで、健康保険料の負担軽減につながります！

できることから  
取り組んで  
いきましょう！



**「健康保険の事務手続き」や「健康づくり」に関する情報をお届けします**

協会けんぽでは、保険料率や制度改革の情報をご担当者様へ直接、迅速に届けるためにご担当者様（健康保険委員）の登録をお願いしております。

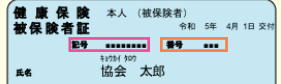
**健康保険委員について詳しくはこちら▶**



**健康保険委員登録用紙**      **お申込みはFAXでご提出ください**      **FAX 054-275-6609**

保険証の記号・番号	[ ] - [ ]	
ふりがな		
氏名	(氏)	(名)
事業所所在地	〒	
事業所名称 ※社判の押印も可		
電話番号		
メールアドレス	@	
健康保険委員の登録 ※当てはまる方を○で囲む	新規	交代

Q.保険証の記号・番号とは？



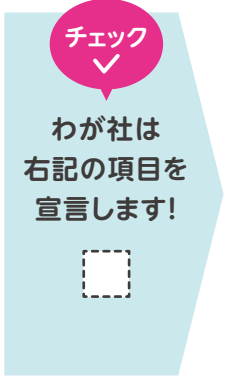
記号：上図の**ピンク**の部分  
番号：上図の**オレンジ**の部分

ご登録のメールアドレスへメールマガジンをお届けいたします。  
必ず利用規約をご確認ください。



すでに健康保険委員へ登録されている方は提出不要です。  
人事異動や退職等により健康保険のご担当者様が変わった場合は「交代」をお選びください。

以下の[ ]にチェックをしていただいた企業様は、ふじのくに健康宣言事業所としてご登録され、協会けんぽ静岡支部より健康宣言ボードが届き、ホームページに掲載させていただきます。また、ご登録情報を県と連携させていただき、後日、県から認定証を交付いたします。



共通項目	<input checked="" type="checkbox"/>	社員の健診を100%実施することを目指します	
	<input checked="" type="checkbox"/>	保健指導の実施率を50%以上にするものを目指します ※健康診断の結果、該当者がいた場合	
	<input checked="" type="checkbox"/>	再検査・要治療者への受診勧奨の取組みに努めます	
選択項目	<input type="checkbox"/>	メンタルヘルス	<input type="checkbox"/> 生活習慣改善(運動・食事)
	<input type="checkbox"/>	適正な働き方	<input type="checkbox"/> オリジナルの取り組み
	<input type="checkbox"/>	禁煙・分煙対策	<input type="checkbox"/> [ ]

※選択項目にチェックされない場合、共通項目の3つが健康宣言として登録されます。

お問い合わせ先 企画総務グループ/TEL.054-275-6602

**ご退職される方、扶養家族から外れる方の保険証は確実に回収をお願いします**

回収した保険証は日本年金機構または協会けんぽへご返却ください。

**! 保険証を使用できるのは、退職日までです。**

